

岩手県被災地健康づくり対策健康管理機器貸与要領

(目的)

第1 この要領は、応急仮設住宅等に居住する被災者が取り組む健康づくり活動やそれを支援する関係機関・団体等に対し被災地健康づくり対策健康管理機器（以下「健康管理機器」という。）を貸与することにより、応急仮設住宅等に居住する被災者の健康づくり活動の推進を図ることを目的とする。

(貸与する機器)

第2 貸与の対象となる健康管理機器は、次に掲げる機器とする。

- (1) 体組成測定器
- (2) 血管年齢計
- (3) 血圧計
- (4) 塩分測定器

(貸与の対象者)

第3 この要領において、健康管理機器の貸与が受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市町村
- (2) 応急仮設住宅等に居住する被災者で健康づくり活動に取り組んでいる者
- (3) その他応急仮設住宅等に居住する被災者の健康づくりを支援する関係機関・団体等で、広域振興局の保健福祉環境部長等の長（以下「保健福祉環境部長等」という。）が特に必要と認めた者。

(貸与の申請)

第4 健康管理機器の貸与を受けようとする者は、貸与申請書（様式第1号）を保健福祉環境部長等に提出するものとする。

(貸与の決定等)

- 第5 保健福祉環境部長等は、提出された申請書について、速やかに内容を審査のうえ、貸与の可否を決定し、貸与決定通知書（様式第2号）又は貸与不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 2 前項の規定により、貸与の決定通知を受けた者は、借受書（様式第4号）を保健福祉環境部長等に提出のうえ、健康管理機器の貸与を受けるものとする。

(貸与品の使用場所)

第6 健康管理機器の貸与は、岩手県内で使用する場合に限る。

(貸与の期間)

第7 健康管理機器の貸与期間は、貸与1回につき1週間を限度とする。

(費用の負担)

第8 健康管理機器の貸与については、無償とする。ただし、貸与を受ける期間における当該機器の運搬、維持管理等に要する費用は、貸与を受けた者において負担するものとする。

(貸与品の管理)

第9 貸与を受けた者は、当該機器を常に良好な状態で管理し、使用するものとする。

- 2 貸与を受けた者は、当該機器を譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し又は貸与の目的に反して使用してはならない。
- 3 貸与を受けた者の故意または過失によって、当該機器を故障又は破損させた場合には、貸与を受けた者が修理に要した費用の全部又は一部を負担しなくてはならない。
- 4 貸与を受けた者の責に帰すべき理由により、他人の身体を害したとき若しくは他人の財産を滅失、破損又は汚損させたときは、貸与を受けた者がその損害を賠償するものとする。

(返還)

第10 保健福祉環境部長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与決定通知書及び借受書に記載された貸与期間にかかわらず、貸与を受けた者に対し、当該機器の返還を求めることができるものとする。

- (1) 貸与を受けた者が、当該機器を使用しなくなったとき。
- (2) 貸与を受けた者が、本要領の規定に違反したとき。
- (3) その他、保健福祉環境部長等が特に必要と認めたとき。

(貸与品の記録)

第11 保健福祉環境部長等は、貸与品が返却されたときは故障、汚損等無いか確認するものとする。

- 2 保健福祉環境部長等は、貸与記録簿(様式第5号)を備え、貸与又は返却等の状況を記録するものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は健康国保課総括課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年1月26日から施行する。

被災地健康づくり対策健康管理機器貸与申請書

平成 年 月 日

〇〇広域振興局保健福祉環境部長 様
(〇〇保健福祉環境センター 所長 様)

(申請者)

住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

被災地健康づくり対策健康管理機器の貸与を受けたいので、岩手県被災地健康づくり対策健康管理機器貸与要領第4の規定により次のとおり申請します。

記

被災地健康づくり対策 健康管理機器名	
貸与期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用目的	

※岩手県使用欄

課長	課部 員員	発議

受理月日	返却確認月日
機器管理番号 No.	

被災地健康づくり対策健康管理機器貸与決定通知書

平成 年 月 日

様

〇〇広域振興局保健福祉環境部長
(〇〇保健福祉環境センター 所長)

平成 年 月 日付で申請のありましたこのことについて、岩手県被災地健康づくり対策健康管理機器貸与要領第 5 の規定により次のとおり貸与することとしましたので通知します。

記

被災地健康づくり対策 健康管理機器名	
貸与期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用目的	
その他	貸与日までに借受書（様式第 4 号）を提出すること

被災地健康づくり対策健康管理機器貸与不承認通知書

平成 年 月 日

様

〇〇広域振興局保健福祉環境部長
(〇〇保健福祉環境センター 所長)

平成 年 月 日付で申請のありましたこのことについて、岩手県被災地健康づくり対策健康管理機器貸与要領第5の規定により次の理由により貸与しないこととしましたので通知します。

記

貸与しないこととした理由

借 受 書

平成 年 月 日

〇〇広域振興局保健福祉環境部長 様
(〇〇保健福祉環境センター 所長 様)

借受者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

次の物品の貸与について、下記のとおり管理することを約束して借受します。

記

1 貸与物品

2 貸与期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 貸与を受ける目的

4 貸与物品を使用する担当室課等

5 貸与物品の管理

- (1) 貸与物品は常に良好な状態で管理し、岩手県内において使用する。
- (2) 貸与物品は上記目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし又は担保に供しない。
- (3) 借受者の責に帰すべき理由により、他人の身体を害したとき若しくは他人の財産を滅失、破損又は汚損させたときは、借受者がその損害を賠償する。
- (4) 貸与物品を使用しなくなったときは、貸与期間内であっても速やかに返却する。

6 対価

無償とする。ただし、貸与期間における貸与物品の運搬、維持管理等に要する費用は借受者が負担する。また、借受者の故意又は過失によって、貸与物品を故障又は破損させた場合には、修理に要した費用の全部又は一部を借受者が負担する。

